平成２８年（フ）第６０号
広島県三原市西野４丁目８番２―103号
債務者　佐々木悠人
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第４４号
福岡県田川郡赤村大字赤4796番地３
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第４６号
福岡県田川郡福智町伊方2753番地　町営古門団地９棟901号
債務者　楠木　夏江
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１５５号
佐賀市鬼丸町10番37号　若竹荘　橋本栄方
債務者　原岡さつき
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
佐賀県伊万里市脇田町223番地２　小松アパート
債務者　田中　則行
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４９号
佐賀県唐津市相知町佐里2736番地
債務者　大霜　彰久
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２９０号
熊本市東区小山１丁目６番34号
債務者　岩村　奈美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０１号
熊本市東区新南部３丁目２番80号　宇都宮荘２Ｆ－６号室
債務者　渡邉　俊哉
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３０号
宮崎市大工１丁目３番11号　ダイアパレス宮崎県病院前702号
債務者　和田己樹男
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４１号
鹿児島県鹿児島市真砂本町29番３号（大勝ビル４階）
債務者　丸山　聰恵
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目15番８―12号
債務者　福元　悦子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６７号
福島県郡山市大槻町字御花畑21番地の２　シティハイツ佐藤Ａ102号
債務者　柳沼　吉光
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
福島県郡山市富久山町福原字宝田７番地の13
債務者　安藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
神戸市西区持子２丁目97番地　102号、前住所神戸市西区水谷３丁目12番13―203号
債務者　三宅美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
山口県岩国市御庄２丁目101番地11
債務者　大田　浩士
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第６０１号
神戸市須磨区離宮前町２丁目５番27号プチ・ブル201号室
債務者　石田　美加
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5765番地７棟106
債務者　有馬　健二
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係